

『JUST サポートサービス利用規約』

当サービス利用規約（以下「本規約」という）は、お申込者（以下「甲」という）に対し、提供会社（以下「乙」という）の提供する JUST サポートサービス（以下「本サービス」という）の内容および条件について定めたものです。

第1条（目的）

本規約は、甲が使用する製品が正常かつ円滑に稼働するようにするために甲が以下条約に従い本サービスを乙に委託し、乙がこれを受託することを目的としております。なお、甲が本サービスを乙に委託したことにより本規約に同意したものとみなします。

第2条（対象物件および範囲）

本規約に基づく本サービスの対象物件は、乙で導入した商品とし、対象範囲はネットワークのトラブル、その原因の調査および問題解決・解決策の提案とします。

第3条（基本対応時間）

本規約に基づく本サービスの対応時間は、乙の営業時間内とし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始休暇・夏季休暇を除く平日の9時から18時までとします。

第4条（有効期間および最低利用期間）

本規約の有効期間は、保守運用開始時から1年間とします。
ただし、期間満了日の1か月前までに甲から解約の意思表示がない場合、同一条件にてさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

第5条（料金）

本規約に基づく本サービスの料金は、申込書に準じます。

第6条（請求方法）

乙は、料金を乙の定める料金集計期間毎に集計し、甲へ請求するものとします。

第7条（料金の支払い）

- ① 甲は、次の各号のいずれかの方法で、料金を支払うものとします。
 1. 乙の取扱金融機関のうち甲が指定する金融機関からの預金口座振替
 2. 乙が指定する金融機関口座への銀行振込
- ② 甲は、第5条で定めた本サービスの料金および第5条に基づき算定された消費税額を乙が定める支払期限までに遅滞なく支払うものとします。
- ③ 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における変動後の税率により算定された消費税額に変更されるものとします。
- ④ 料金の支払方法が銀行振込の場合、当該手続きに発生する振込手数料等の各種費用は、甲が負

担するものとします。

第8条（遅延損害金）

甲が本サービス利用に基づき、乙に対し負担する一切の債務の支払を遅延したときは、支払うべき日の翌日から完済の日まで、支払うべき金額に対して年利14.6%の割合の遅延損害金を、乙は甲に対して請求できるものとします。

第9条（本サービスに対する協力）

本サービスを遂行するために、協力を依頼する場合があります。その場合、甲は可能な範囲で協力するものとします。

第10条（制限事項）

本サービスは、問合せのあった問題の完全な解決、特定の目的にかなうことおよび不具合の修補を保障するものではありません。また、次の各号のいずれかに該当すると判断する事由があった場合、本サービスの利用を制限する場合があります。

1. 乙が規定・提供するサポート方法以外の方法によるサポート行為を強要する行為。
2. 第三者または乙の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
3. 第三者または乙に不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為。
4. 乙および業務に従事する者に対し、著しく名誉もしくは信用を毀損する行為、またはその恐れのある行為。
5. 虚偽の申告、届出を行なう行為。
6. 公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為。
7. 犯罪行為または犯罪に結びつく行為、またはその恐れのある行為。
8. 法律、法令または条例に違反する行為、またはその恐れのある行為。
9. その他、乙が不適切と判断する行為。

第11条（長期使用機器の取り扱い）

- ① メーカーまたは製造元でサポートが終了し、通常の適切な処置を遂行しても正常な運転の維持が不可能であると乙が判断した場合は、甲乙協議の上、当該機器の以後の取り扱いを決定するものとします。
- ② 消耗品の経年劣化や乙が導入していない機器や商品は、別途商品購入のご案内をさせていただきます。

第12条（甲の秘密保持）

- ① 甲は、乙から秘密と指定された事項および本サービスに関するノウハウ、プログラム、その他の秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号の一つに該当する場合はこの限りではないものとします。
 1. 乙から開示を受けた時、すでに自ら所有していた情報または公知公用となっていた情報。
 2. 乙から開示を受けた後、当該情報によらず独自に開発した情報または自らの責によらず公知公用となった情報。
 3. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手した情報。

② 本条の規定は、本契約期間満了後3年間有効に存続するものとします。

第13条（乙の秘密保持）

① 乙は、甲から秘密と指定された事項および本サービス遂行上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号の一つに該当する場合はこの限りではないものとします。

1. 甲から開示を受けた時、すでに自ら所有していた情報または公知公用となっていた情報。
2. 甲から開示を受けた後、当該情報によらず独自に開発した情報または自らの責によらず公知公用となった情報。
3. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手した情報。

② 本条の規定は、本契約期間満了後3年間有効に存続するものとします。

第14条（権利の譲渡等）

甲は、乙の承諾なく、第三者への本サービスの提供を受ける権利の譲渡、使用承諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第15条（損害賠償）

本サービスを遂行し、対象物件の設定を変更したことにより甲に損害が生じ、当該損害の原因が乙の責に帰する場合は、甲は乙に対してその通常かつ直接の損害の賠償を請求できるものとします。ただし、損害賠償の金額は本サービスの年額料金を上限とします。

第16条（解約・解約違約金）

① 甲が、1か月以上の予告期間を定めて書面にて乙に本契約の解約を通知したときは、その期間の経過をもって解約できるものとします。なお、甲が途中解約した場合でも本規約の本サービス利用期間分の料金の支払いを免れるものではないものとします。

② 解約違約金は契約期間の残期間分とします。

第17条（強制解約）

① 乙は、次の各号のいずれかに該当すると判断する事由があった場合、甲に対し催告なく本サービスの契約を解約できるものとします。

1. 本規約に違反したと乙が判断したとき
2. 差押、仮差押、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがあったとき
3. 本サービス利用料金の支払いが2ヶ月遅延したとき
4. 本サービス申込み時に虚偽の記載および申告をしたとき
5. 乙から甲へ連絡が取れなくなったとき
6. 本サービスの利用方法が、本サービス運営上支障を及ぼすと乙が判断したとき
7. その他、乙が不適切と判断したとき

② 前項における解約で、乙がすでに徴収済の未経過期間の利用料金があるときは、返却しないものとします。

第 18 条（不可抗力等）

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキ・その他の労働争議、輸送機関の事故、その他乙の責に帰し得ない事由により、本規約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合には、別途甲と乙で協議し円満に解決するものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

- ① 甲は、甲および甲の親会社・子会社等の関連会社、役員、従業員等の関係者（関連会社の役員、従業員を含む）が、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 1. 暴力団、過激な政治団体等の反社会的と認められる団体、暴力団と関係する右翼団体もしくはその他の団体、または当該団体の構成員、準構成員、所属する者
 2. 集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある者、反社会的行為を規制対象とする刑法その他の法律に基づき公権力の処分を受けたまたはそのおそれのある者、その他これらに類する反社会的勢力と関係があるまたはその疑いがある者
- ② 甲が前項の定めに違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると乙が判断した場合、乙は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとし、これにより乙に損害が生じた場合は、甲は当該損害を賠償するものとします。
- ③ 甲は、前項に関わる解除によって損害または負担が生じても乙に対して賠償を請求できないものとします。

第 20 条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約のいずれかの条項に疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、甲乙協議して円満に解決するものとします。

第 21 条（優先事項）

- ① 本規約と見積書、申込書、その他名称を問わず甲乙間で本サポート契約の内容について定めた文書との間に矛盾が生じた場合、矛盾が生じた部分は後に成立した文書の内容を優先させるものとする。
- ② 前項の場合においても、矛盾の生じていない部分については有効なものとして取り扱う。

第 22 条（合意管轄裁判所）

甲と乙との間で紛争が生じた場合は、双方が誠意をもって解決にあたるものとし、解決が困難かつ訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。